

平成30年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年6月5日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年6月5日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第34号 尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第35号 尾鷲市市税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第36号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第37号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第40号 尾鷲市道路線の廃止について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 8 議案第38号 尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 9 議案第38号 尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第41号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第42号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第43号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第44号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第45号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第46号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第47号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第48号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 8 報告第 2 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）
- 日程第 1 9 報告第 3 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）
- 日程第 2 0 報告第 4 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）
（報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 1 報告第 5 号 平成 2 9 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 2 報告第 6 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成 3 0 年度事業計画等について
（報告、質疑）

○出席議員（13名）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員 | 8 番 仲 明 議員 |
| 9 番 小 川 公 明 議員 | 1 0 番 南 靖 久 議員 |
| 1 1 番 高 村 泰 徳 議員 | 1 2 番 野 田 拓 雄 議員 |
| 1 3 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

- | | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 加 藤 千 速 君 |
| 副 市 長 | 藤 吉 利 彦 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐 野 憲 司 君 |
| 政策調整課長 | 大 和 勝 浩 君 |
| 総務課長 | 下 村 新 吾 君 |

財 政 課 長	宇 利 崇 君
防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	内 山 雅 善 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	竹 平 專 作 君
商 工 観 光 課 長	北 村 琢 磨 君
商 工 観 光 課 参 事	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 長	内 山 真 杉 君
建 設 課 長	高 柳 伸 浩 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	河 合 良 之 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	平 山 始 君
教 育 課 長	二 村 直 司 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	内 山 洋 輔 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	野 地 敬 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	大 川 太 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 本 功
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

[開議 午前 9時59分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、去る4月19日に静岡市において開催されました東海市議会議長会定期総会並びに5月30日に東京都において開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続35年以上の特別表彰を南靖久議員が受賞されましたので、ここに謹んで御報告申し上げます。

また、同じく全国市議会議長会より、同会の評議員として、会務運営に尽力されました功績に対し、当時の議長であられました真井紀夫元議員並びに南靖久議員に感謝状が授与されましたので、あわせて御報告いたします。

それでは、ただいまより表彰状並びに感謝状の伝達をとり行います。

事務局長（岩本功君） それでは、南靖久議員の御登壇をお願いいたします。

[10番（南靖久議員）登壇]

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、南靖久様。

あなたは市議会議員の要職にあること35年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成30年4月19日。

東海市議会議長会会長、富士市議会議長、望月昇。

おめでとうございます。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、南靖久殿。

あなたは尾鷲市議会議員として35年の長きにわたって尾鷲市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。

平成30年5月30日。

全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（三鬼孝之議員） 感謝状。尾鷲市、南靖久殿。

あなたは市議会議長会評議員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第94回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成30年5月30日。

全国市議会議長会会長、山田一仁。

おめでとうございます。

(感謝状授与)

(拍手)

議長（三鬼孝之議員） 表彰を受けられました南靖久議員には、このたびの晴れの受賞、まことにおめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

以上で、表彰並びに感謝状の伝達を終了いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番、小川公明議員、10番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第7、議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 平成30年第2回定例会の開会に当たりまして、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけでございますが、私にとりまして、市長就任から10カ月余りが経過したところであります。

本年4月に重点政策の推進に適した、より一層効果的、効率的な事務執行体制を整えることを目的として、水産農林部門と商工観光部門をそれぞれ所管課とし、

さらに、市政改革担当、おわせ魅力発信担当を配置するなどといった機構改革を行ったところであります。

執行部におきましても、新たな体制のもと、多くの課題に誠心誠意取り組んでいく所存でありますので、議員の皆様におかれましても、市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、中部電力株式会社との協定についてであります。

中部電力におかれましては、本市における産業の中心として、昭和39年から今日に至るまで、長きにわたり尾鷲三田火力発電所における発電事業を継続し、その間、地域社会の発展に多大な貢献をいただいたところでありますが、本年2月に、1号機、3号機の本年度中の廃止を決定したとの報告が寄せられ、まことに残念なことと受けとめていたところであります。

しかしながら、このこととあわせ、中部電力側から、発電所用地の今後のあり方について、あらゆる可能性の一つとして、エネルギー地産地消を中心とした地域活性化モデルを本市とともに検討したいとの提案をいただいたところでもあります。

これを受けまして、本市としましては、産業振興や生活基盤の確保といった、さまざまな施策を着実に推進していかなければならない状況の中、改めて中部電力とのパートナーシップをより発展的に強化することが重要であると判断したことから、先月25日に発電所用地の活用検討に関する協定を締結したところであります。

この協定は、まさに地域の活性化につながる大きな力になると確信しているものであり、議会、商工会議所を初めとする関係機関、団体と連携を深め、市民の皆様とともにオール尾鷲で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の格別な御協力をお願い申し上げます。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、本市の広域ごみ処理施設建設候補予定地として、尾鷲三田火力発電所構内を選定したことを報告させていただいているところでありますが、改めて先月11日に中部電力に対して、発電所構内を東紀州5市町における建設予定地として整備を進めることに関し、協議の開始を申し入

れたところ、同月17日に協議の申し入れを承るという回答を受理しております。

この回答を受けて、今後5市町での協議とあわせ、中部電力との協議も進めてまいりますので、議会並びに地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、市政改革についてであります。

限られた財源と人員により、多様化する市民ニーズや刻々と変化する社会情勢に的確かつ迅速に対応するため、本年度より政策調整課に市政改革担当を配置し、行財政改革の推進と職員の働き方改革を進めているところであります。

市政改革を進めるためには、まず、職員一人一人の意識改革が必要であり、その動きとして、業務の改善、改革に対する職員提案が提出され、具現化に向けた取り組みが進められているほか、徐々に職員の自主的、主体的な行動があらわれてきております。

また、喫緊の課題として、指定管理者制度の見直しに着手しており、今後、基本方針等の策定、導入検証ができ次第、改めてお示しさせていただきたいと考えております。

次に、おわせ魅力発信についてであります。

本年度より商工観光課に配置いたしましたおわせ魅力発信担当を中心に、魅力発信をしていく具体的な成果を、来てもらう、食べてもらう、買ってもらうことと位置づけ、施策の分野を問わず、本市の魅力をあらゆる手法でアプローチしてまいります。

そのためには、本市の人やモノ、地域や活動などにかかわる一方で、それら資源の持つ魅力をより向上させ、情報をより広く発信するための人的、社会的ネットワークやウェブ上でのソーシャルネットワークを活用していくことが重要であると認識しております。

その取り組みの一つとして、本年4月から東海テレビ放送で日曜日午後18時から放送されております「スタイルプラス」内の「代打！和田」というコーナーでおよそ1年にわたる長期特別企画として本市を採用していただいております。

このコーナーで、元中日ドラゴンズの選手であり、名球会入りを果たした和田一浩さんに、私から、まちを元気にしてほしい、地域の魅力を発信してほしい、そして、たくさんの観光客を連れてきてほしいということをお願いしました。

具体的には、尾鷲まるごとヤーヤ便、おわせ港まつりを初め、各地区の特色ある伝統的な祭りや特産品をPRするといった、集客増加につながる企画を東海テレビとともに考え、進めております。

今後におきましても、本市のさまざまな魅力をしっかりと情報発信し、発信媒体としてのあらゆるネットワークの構築を図り、尾鷲の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、商工観光業の振興についてであります。

官民が一体となり取り組んでまいりました、まちおこし通販事業、尾鷲まるごとヤーヤ便がことしで十周年を迎えており、本年度分の受け付けを開始したところであります。

今回の新たな取り組みは、地元生産者によるチームy a - y a 便を立ち上げ、商品企画からカタログデザイン、販促活動などを一体的に行っているところであります。

一人でも多くの方に尾鷲の食の魅力をお届けできるよう、7月6日の締め切りに向け、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等と連携し、PRに努めてまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

次に、まちなか活性化の取り組みについてであります。

5月19日に開催していただきました第6回尾鷲旬のコツまみバルにつきましては、市民の皆様を初め、市外からのお客様も多数お越しいただき、盛況となりました。

主催者である尾鷲商工会議所並びに各店舗の皆様の御尽力に感謝するとともに、本市といたしましても、当地自慢の食やまち歩きの魅力を生かせる取り組みを官民一体となって推進してまいりたく存じます。

また、毎年好評をいただいております、おわせ棒の開始や第5回東紀州棒対決グランプリの開催など、まちの駅ネットワーク尾鷲の活動が活発化しております。

加えて、マグロの中落ちをセセッて食べようを初めとする、さまざまなプログラムにより本市の魅力を知っていただくまいまい尾鷲がスタートいたしました。

これは、尾鷲よいとこスタンプ会との共催によるもので、今後も本市としましては、まちなかが活性化していく活動に協力してまいりたいと存じます。

次に、恒例となっておりますおわせ港まつりの開催に向け、市民の皆様や関連団体で構成されるおわせ港まつり実行委員会が今年度も始動いたしました。

今回は東海テレビの協力を得て、来場者を大幅に増加する演出を行っていただくなど、魅力的な催しとなるよう取り組んでいただいております。

また、実行委員会の皆様には、募金活動の協力を初め、当日の運営など、さまざまな場面において盛り上げていただいておりますので、市民の皆様におかれま

しては、この活動への御支援をぜひとも賜りますよう、切にお願い申し上げます。

これらの施策を着実に推進し、市内経済活動の活性化及び集客交流の増加策に貢献できるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

学力向上の取り組みにつきましては、文部科学省による平成30年度全国学力学習状況調査及び県教育委員会によるスタディ・チェックが去る4月17日に実施されました。

本調査の正式な結果につきましては、本年7月に発表される予定であります。今後、教育委員会において、尾鷲市学力検討委員会を立ち上げ、本調査の各教科の結果分析を行い、そこで明らかになった成果と課題について、尾鷲市学力向上委員会を組織し、各学校の実践事例を共有し合いながら、子供たちの学力向上に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

また、放課後の学び場づくりの取り組みにつきましては、尾鷲小学校において退職教員の御協力をいただき、6年生の希望者を対象として、これまでの学習の中でのつまずきの克服に向け、基礎、基本の学習を中心に、週1回をめどとして実施しているところであります。

一方、新学習指導要領の完全実施に向けた外国語教育の移行措置につきましては、小学校5、6年生で、昨年よりも15時間多い50時間に、小学校3、4年生では、新たに15時間、年間の授業時間数が増加しております。

このため、三重大学東紀州サテライトの協力を得ながら、複式学級における外国語教育の年間計画や毎時間の授業案を作成し、各学校で取り組みを進めているところであり、今後も工夫や改善を行い、外国語教育を充実させるよう取り組んでまいります。

次に、賀田小、三木小、三木里小学校の統合についてであります。

これまで、各学校の校長と教育委員会事務局による輪内地区管理職会議を3回開催するとともに、保護者代表、校長、教頭、教育委員会事務局による統合準備会を2回開催し、安全・安心で魅力ある学校づくりを中心に据え、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりのための情報交換を初め、スクールバスの運行や学校行事の調整など、統合に向けた御要望や御意見を整理しながら、その実現に向けた条件整備について検討しているところであります。

また、統合準備会における協議結果につきましては、その内容を統合準備会日よりしてまとめ、3校の保護者の皆様に配布させていただき、加えて、市ホー

ムページにも掲載いたしております。

今後は、3校が円滑な統合を行うために必要な準備、検討及び調整を図り、何よりも子供たちが統合してよかったと思えるような学校づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。

本市における生涯学習は、地域の自然や歴史、文化を生かし、関係機関、団体、サークル等との連携のもと推進しているものであります。

このような中で、生涯学習分野における子育て支援への事業展開について、国の地方創生推進交付金を活用し、東紀州5市町及び関係団体等と連携しながら取り組んでおります。

これら事業の一環として、先般5月13日の母の日にちなんでマザーズ HAPPY DAYと題した子育て支援イベント、子育て HAPPY DAYを開催し、多くの家族連れの皆様にご来場いただきました。

また、今後も季節ごとに子育て HAPPY DAYの開催を予定しており、子育てしたい・しやすいまちづくりをより一層推進してまいります。

次に、子育て支援の推進についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる、子育てしたい・しやすいまちづくりに取り組んでおり、本年4月、福祉保健センターに子育て支援のワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを開設いたしました。

同センターでは、母子保健から、子育て支援、発達支援、虐待防止などの相談窓口を連携することにより、保護者のニーズに対して包括的に対応することで、母子保健及び児童福祉の充実に取り組んでおります。

中でも、産後早期より母子への心身のケアと育児サポートを行う産後ケアでは、尾鷲総合病院において宿泊及び通所サービスを提供することで、出産後、体調が回復をしていない、あるいは育児不安の強い母親の心身のケアや育児サポートを実施いたします。

また、保護者の就労形態の多様化、緊急時の対応や心身のリフレッシュなど、さまざまな保育需要に対応するため、尾鷲第四保育園で一時預かり保育事業を開始しております。

現在15人の登録申請があり、必要に応じて、1日または半日保育を利用していただくなど、好評を得ており、今後も事業の周知に努めながら、新たな子育て

支援として利用促進を図ってまいります。

次に、第76回国民体育大会への取り組みについてであります。

2021年開催の三重とこわか国体につきまして、正式競技であるオープンウォータースイミングが本市の三木里海水浴場を競技会場とすることとして内定をいただいております。

これを受けて、先月28日には、本市の国体開催に関連する競技、教育、産業など、幅広い関係者や市民の代表の方々による尾鷲市準備委員会を設立したところであります。

今後も7月ごろに予定されております三重とこわか国体の正式決定を受けて、準備委員会を実行委員会に移行させ、国体への取り組みを本格化させてまいります。

また、正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、今回で3回目の大会となる三重オープンが7月29日に三木里海水浴場において開催されます。参加者の拡大に向け、三木里区等の関係団体とも連携しながら、大会の発展につなげてまいります。

一方で、デモンストレーションスポーツに決定しているユニカール、ウォーキング、クップにつきましても、県競技協会とも連携しながら、市内での準備組織体制の整備や普及に取り組むとともに、生涯スポーツの推進にもつなげてまいります。

本市において国体競技が行われることは、市民の皆様のスポーツへの関心をさらに高め、スポーツ活動の普及促進に寄与することはもとより、本市の豊かな自然や歴史・伝統・文化・産業などの地域資源を全国にアピールする絶好の機会であると考えております。

今後におきましても、大会の成功に向けて、オール尾鷲で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市では、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めております。

中でも、高齢者の集いの場としてのサロンの開催やごみ出し支援、見守りや移動支援など、新たな仕組みづくりを検討する生活支援体制整備事業では、尾鷲市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを2名配置し、各地区における課題

やニーズの抽出を行いながら、地区住民や関係機関との話し合いを進めております。

今後も地域包括ケアを着実に進めるため、各地区の課題に応じた生活支援の内容や体制づくりに取り組んでまいります。

また、本年4月、在宅での医療サービスと介護サービスの連携を推進する拠点として、尾鷲総合病院6階に紀北在宅医療介護連携支援センターを開設いたしました。

同センターでは、医療及び介護事業所への相談支援や情報提供などを中心に、地域包括ケアを進める上で重要となる在宅医療介護連携を充実させる取り組みを開始しております。

今後も、紀北医師会を初めとする関係機関との連携により、在宅でのよりよい生活支援を目指して取り組んでまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市におきましては、ウォーキングや健康体操を中心とした健康増進、また、食のまちの一環として、健康弁当の普及など、市民の皆様の健康づくりに取り組んでおります。

本年度におきましては、尾鷲市健康増進計画の主要取り組みのうち、生活習慣病である糖尿病及び糖尿病腎症の重症化予防について、紀北医師会及び尾鷲総合病院と連携し、重点課題として、腎不全、人工透析治療への移行防止に取り組んでまいります。

また、健康ウォーキング事業では、尾鷲市健康ウォーキングマップを活用した活動を定期的で開催するとともに、三木里海岸でのタラソウォーキングについて、さらなる活用方法を検討し、市外からの集客、誘客にもつなげる取り組みを進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

全国各地で地震のみならず、さまざまな自然災害が発生しておりますが、昨年6月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され、社会福祉施設等の要配慮者利用施設においては、土砂災害の危険性が高まった場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成などの対応が必要であります。

この方針のもと、今月24日には、要配慮者利用施設の養護老人ホーム聖光園にも参加していただき、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強

化、さらに顔の見える関係性を築くことを目的に、尾鷲市土砂災害総合防災訓練を実施いたします。

この訓練は、土砂災害警戒区域における大規模な土砂災害の発生を想定するもので、警報発令、土砂災害警戒情報による避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告発令時の情報伝達や避難、防災関係機関との連携による土砂災害対処を初めとする訓練を実施いたします。

この訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、要配慮者の避難体制の確保を図るとともに、市民の皆様への防災、減災意識の向上も図り、いかに自助、共助が大切かを改めて理解いただけるようお願い申し上げます。

また、地域防災活動のかなめであります尾鷲市消防団では、来月22日に鈴鹿市の三重県消防学校で開催される操法大会出場に向け、準備を進めております。尾鷲市消防署員の指導のもと、迅速、確実かつ安全な初期消火が行えるよう、訓練用資機材の整備支援を行うなど、団員一丸となって厳しい訓練に励んでおります。

このような訓練が、市民の皆様の生命、身体及び財産を守るための礎につながることを確信しておりますので、この消防団の取り組みを継続的に実施してまいります。

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

昨年度に立ち上げた尾鷲総合病院再生プロジェクトにおいて、経営改善について取り組みを掲げており、その取り組みの一つとして、薬品や診療材を複数の卸業者と交渉し、購入していたものを、調達業者を1社に集約し、購入する一括調達方式を導入いたしました。これにより、一括調達事業者と卸業者との交渉による単価の引き下げや最低保証制度の導入などにより、材料費を削減することが可能となっております。

一方、診療報酬の改定による施設基準の変更等により、今後減収が見込まれる療養病棟につきましては、療養病棟入院基本料から地域包括ケア病棟入院基本料への転換のための検討を進めております。現在、入院基本料の算定基準を満たすための新規採用職員数や職員配置の見直しなどを進めており、引き続き検討を進めてまいります。

さらに、尾鷲総合病院の医療サービスの向上や職員のコスト意識向上による経営改善を推進するため、DPC制度への参加に向け、検討しております。

今後、尾鷲総合病院を取り巻く環境はますます厳しくなることが想定されるところであります。医業収益の確保や、さらなる経費削減等の経営改善を行い、経営を安定化させることにより、東紀州地域の中核病院として、地域の皆様がいつでも安心して受診できる病院づくりを目指してまいります。

それでは、今回提案しております議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第37号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」まで、議案第39号「尾鷲市道路線の認定について」及び議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」の6議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、安心して暮らせる都市基盤の整備を行うため、年次計画に基づいた財源の確保及び都市計画税の明確化、適正執行を図ることを目的として、基金を設けるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第35号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」及び16ページの議案第36号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」の2議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。法律の改正により、本年4月1日に施行が必要となった条例改正につきましては、本年3月31日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正はそれ以降分の改正となります。

次に、18ページをごらんください。

議案第37号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきましては御説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ2億8,062万5,000円を追加し、これにより予算総額を94億2,886万5,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

2ページをごらんください。

13款国庫支出金118万8,000円の増加は、生活保護システム改修費用に対する生活保護適正実施推進事業補助金の追加であります。

14款県支出金150万円の増額は、農業次世代人材投資事業に対する新規就農者総合支援事業費補助金の追加であります。

17款繰入金2億7,133万7,000円の増額は、都市計画事業基金積み立てにかかわる繰り入れ2億6,535万7,000円、今回の補正財源として598万円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入660万円の増額は、一般コミュニティ助成事業が2地区において認められたことによる一般コミュニティ助成事業助成金460万円の追加、NPO法人が実施する漁村生活移住体験住宅整備事業が一般財団法人地域活性化センターにおいて事業採択されたことによる移住・定住・交流推進支援事業助成金200万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、議会費である政務活動費の支給が廃止となったことから、195万円全額を減額するものであります。

総務費の財産管理費では、年次計画に基づいた都市基盤整備に係る財源を確保し、都市計画税の明確化及び適正執行を目的として、平成28年度までの累積余剰分2億6,535万7,000円を増加し、都市計画事業基金に積み立てるものであります。

企画費では、空き家を活用した移住体験住宅の整備等を行うNPO法人おわせ暮らしサポートセンターに対する、移住・定住・交流推進支援事業補助金として、200万円を追加するものであります。

コミュニティーセンター費は、賀田地区、三木里地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金として460万円の追加、三木浦地区における集落支援員1名分の報償費として130万2,000円の増額であります。

民生費では、生活保護総務費で、生活保護法の改正に伴う生活保護システム改修委託料として237万6,000円を追加するものであります。

農林水産業の農業振興費では、経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対

して、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とした農業次世代人材投資事業補助金150万円の追加であります。

海洋深層水事業費で、アクアステーションの取水ストレーナー破損に伴う取水ストレーナー取替工事請負費として、429万7,000円の追加であります。

議案書に戻っていただき、20ページをごらんください。

議案第39号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、法人から土地の寄附に伴い、市道路線2路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、23ページの議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」につきましては、公共施設等の移転や現況調査等により、市道としての機能を有していない2路線の市道認定を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第34号「尾鷲市都市計画事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第37号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」まで、議案第39号「尾鷲市道路線の認定について」及び議案第40号「尾鷲市道路線の廃止について」の6議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第8、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきまして御説明いたします。

議案書の19ページをごらんください。

議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半

数を占めることを要しない場合の同意について」につきましては、農業委員会委員の任命に当たっては、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者に準ずる者とする必要があるため、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきまして説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、行政常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第38号は、行政常任委員会に付託とすることに決しました。

ここで、暫時休憩し、付託されました議案を審査していただくため、第2、第3委員会室において、行政常任委員会を開催させていただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしくお願いをいたします。行政常任委員会は50分から開催いたします。

〔休憩 午前10時39分〕

〔再開 午前11時19分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者

者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） 私ども行政常任委員会に付託されました議案第38号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長並びに水産課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました。

まず、本議案につきましては、先ほど説明のあったように、平成28年4月1日の施行の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の選出方法が、従前の公選制から、農業の担い手が公正な形で農業委員に選出されるよう、市長が議会の同意を得て任命する形に変更になりました。

また、この任命に当たりましては、農業者が組織する団体等に対しての候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする希望者を公募するというプロセスも経ておりますが、委員の任命に当たりましては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないと規定をされております。

ただし、当地域における認定農業者が6名と少なく、特別措置法が設けられており、内容といたしましては、農業委員定数のうち、認定農業者が過半数未満、4分の1以上の場合は市議会の同意が必要となり、また、4分の1未満の場合は農林水産大臣の承認が必要となります。

本市の場合、委員予定者8名のうち、認定農業者は2名でございますので、特例措置の農業委員定数のうち、認定農業者が4分の1以上の場合という特例措置が適用されるものであります。

そのため、本定例会に上程されております議案第41号から議案第48号までの農業委員の任命につきましては、本市の状況を考慮し、委員のうち認定農業者が過半数を占めることを要せず、少なくとも4分の1認定農業者としたいという趣旨で議会の同意を求めたものであります。

以上のような趣旨を踏まえ、慎重に審査いたしました結果、付託されました議

案第 38 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、認定農業者の応募が少ないとの意見も一部の委員さんからあったことをつけ加え、委員長報告にかえさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 9、議案第 38 号「尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 41 号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」から日程第 17、議案第 48 号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」までの計 8 議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） ただいま議題となりました 8 議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案について御説明いたします。

議案書26ページをごらんください。

議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に伴い、農業委員会の委員の選出方法が、公選制から議会の同意を要する市長による任命制に改められて以来、最初の任命同意議案であります。

今回、大川治夫氏、黒次美氏、塩津史子氏、高村敦夫氏、野地長生氏、早稲田勝治氏、野田泰史氏、船津貫一氏、以上8名の委員を尾鷲市農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

以上をもちまして、議案第41号から議案第48号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております8議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第10、議案第41号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第11、議案第42号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第12、議案第43号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第13、議案第44号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第14、議案第45号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第15、議案第46号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第16、議案第47号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、議案第48号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第18、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」から日程第20、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件3件について御説明いたします。

議案書の42ページをごらんください。

報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、法律の施行に伴う条項数の整理のほか、法人市民税では、控除、納期限を、固定資産税の償却資産では、わがまち特例の新設や期間延長についてであります。

次に、50ページをごらんください。

報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、市税条例同様に、条項数の整理のほか、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額規定の申告などが主な改正であります。

次に、54ページの報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、国民健康保険の財政責任主体が都道府県となることに伴う課税額の定義の変更、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の変更などが主な改正であります。

以上、報告案件3件の説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第18、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第19、報告第3号「専決処分事項の承認について(尾鷲市都市計画税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第20、報告第4号「専決処分事項の承認について(尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員でございます。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第21、報告第5号「平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第22、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」までの報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、報告案件2件について御説明いたします。

議案書の58ページをごらんください。

報告第5号「平成29年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましても、平成29年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

次に、60ページの報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」につきましても、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長(三鬼孝之議員) 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（野地敬史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） それでは、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」につきまして御説明いたします。

平成30年度事業計画及び予算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。ここには、設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをごらんください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

平成30年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の邦楽発表会、文化芸術展及びダンス発表会、共催事業として第33回全国尾鷲節コンクール及び教育文化事業、その他発表会並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、7ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益777万5,000円は、入場料等収益167万5,000円、貸館利用料収益580万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が4,989万1,000円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は5,768万3,000円であります。

次に、8ページをごらんください。

支出の部のうち、事業費であります。

このうち、主なものは、給料手当697万6,000円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金836万8,000円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費247万5,000円は、職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費874万8,000円、賃借料156万6,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費 1,691万8,000円は自主事業公演委託料等であります。

手数料 206万1,000円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は5,110万4,000円となり、前年度と比べ771万7,000円の減となります。

次に、9ページをごらんください。

管理費ですが、これは会館の維持管理に係る経費であります。このうち、主なもので、臨時雇用賃金288万円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

委託費131万円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は657万9,000円となり、支出の合計は5,768万3,000円となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第6号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

13番、濱中佳芳子議員。

13番（濱中佳芳子議員） 収支予算書の7ページなんですけれども、この中で事業収益の中で入場料等収益の前年度予算額との差が大きいんですけれども、昨年度の事業と今年度の事業の主な違いをお聞かせいただきたいんですけど。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） お答えいたします。

本市における自主事業の開催については、指定管理者の貸館収入等を原資に各種の文化事業を実施する形となっております。

昨年度からは3年間の管理委託における指定管理仕様書において、新たに次世代の文化の担い手であるおわせ人の育成に資するため、市内の小中学校と連携した事業を自主事業として実施することを規定しており、本年度も共育フェスティバルや吹奏楽の演奏会等を予定しております。これにより収益面での貸館収入などは若干減少しております。

このような中で、昨年度までの大物タレント等による自主事業でのコンサート

においては、事業費が大きく、収益面ではリスクも大きいとなることから、今年度の事業においては、事業内容の地域内外の音楽バンドなど、地域の文化振興に密着した事業を中心に実施予定であり、このことが事業収入と支出の減額要因の、収入等も含めた減額要因の一つとなっております。

議長（三鬼孝之議員） よろしいですか。

13番（濱中佳芳子議員） はい。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

7番、村田議員。

7番（村田幸隆議員） 今、濱中議員が質疑をして、それにお答えしたことにもかかわるんですけども、この基本方針ですね、改めてお聞きをしたいと思うんですけども、4番目の尾鷲市民文化会館での事業にとどまらず、広く地域での文化的活動の支援への展開を図っていくこととしますということが書いてある。

そういった意味で、いわゆる共済事業、教育委員会、あるいは学校との共済事業ということも自主事業にはめておるわけでありましてけれども、そのほかに広く地域に貢献をするというか、文化的活動の支援ということで、活動がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 今年度も地域の人たちの文化活動のクラブとして、せぎやま倶楽部というものがございまして、現状36の団体等に加盟いただいておりますけれども、その方々の発表会を年3回というふうな形で事業計画に盛り込みさせていただいております。

また、先ほど申し上げた教育文化の活動としても、中学校や、あるいは小中学校全体の教育文化フェスティバル等についても行うということで、子供を初め、市民の方々の文化活動への支援を行っていくというふうな計画であります。

議長（三鬼孝之議員） 7番、村田幸隆議員。

7番（村田幸隆議員） このせぎやま倶楽部というのはどのような団体ですか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） せぎやま倶楽部の概要についてなんですが、文化会館を拠点として、尾鷲地区の広域行政圏、尾鷲・紀北の文化芸術の普及、振興を図り、地域住民生活の向上に寄与することを目的とする団体の集まりであります。

県内の在住者や趣旨に賛同する個人や団体のうち、音楽、演劇、郷土芸能、美

術、写真等で活動する、原則アマチュア等で構成されており、昨年度の実績では36グループにより構成されております。

議長（三鬼孝之議員） 7番、村田幸隆議員。

7番（村田幸隆議員） わかりました。

今後、今、自主事業として書かれておりますけれども、事業計画として書かれておりますけれども、今後そのほかに、こういった目的で展開をされるという予定はないんですか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 今年度の予定で、大きく一つ予定しているのが、ダンスフェスティバルというものを予定しております、これは今年度初めて実施するものなんですけれども、現在ダンスチームが地域内外にかなり多く活動展開を図っているということで、また、マスコミ等を通じて、ダンスの今、少しブーム的な形で広がりを見せているということで、地域内外の密着したダンスチームの方々へ、あるいは、ゲストチームとして有名なダンスチームも招くなど、そういうふうな形で、ことしは一つ、企画としてやっていきたいというふうな形で計画されております。

議長（三鬼孝之議員） 7番、村田幸隆議員。

7番（村田幸隆議員） これ、最後にいたしますけれども、こういった展開は、団体等があって、団体等から仕掛けられるよりも、いわゆる文化振興会が、こちらから仕掛けていくというような取り組みはないんですか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） もちろんせぎやま倶楽部の企画の中で支援するというふうな形もございますし、今申し上げたダンスフェスティバルとか、その他コンサートとかについても、これらについては、文化振興会のほうが企画を練って、いろいろ広報や開催を計画していくというふうな形で取り組む予定でございます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 先ほどの濱中議員の質疑にも関連するんですけど、基本計画の1番に、幅広い文化事業を計画し、すぐれた文化、芸術に親しむ機会を尾鷲地域の人たちに提供しますということで、たしか指定管理のスタートの折には、昨年あった500万ぐらいかな、コンサートというのをに入れて、毎年してきたと思

うんですね。

こういったのは、ことし入っていないということで、先ほど説明があったんですけど、指定管理する場合は、3年間の事業提案を受けて、認めておるといことなんですけど、こういった今年度の方向転換につきましては、行政主導でこういった形になったんですか。

それとも、指定管理の内容を変えたのですか。変えたとなると、ちょっと問題があると思うんですけど、この辺はどうなのですか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） この点については、教育文化事業というふうなことが、昨年度から3年間の指定管理の項目として入っているというふうな中で、今、音楽コンサート等についても、ことしも2回やる予定で、こちらの事業計画のほうにも書かせていただいております。

その部分については、コンサートについてもやらせていただくというふうな事業計画で組んでおりますけれども、ただし、そのコンサートの内容自体は、すごく大物の有名タレントを呼ぶ場合については、先ほども御説明したような形で、かなり事業費が大きくて、それに対する事業収入のリスクというのがかなり高まるというふうなこともありますので、そのリスクや今の使用できる収入等も勘案した上で、このような形に整理させていただいたものです。

議長（三鬼孝之議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 十分その辺はわかるんですけど、最初の指定管理の条件とは若干違ってくるとい形になろうかと思っておりますので、その辺は行政的な指導というか、指定管理をさせておるほうの指示で、こういった形にしたんですか。それとも、振興会のほうで、こういった事業にしたいということなんでしょうか。

この辺だけ、御説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 自主事業については、8回以上行っていくというふうな規定で、その中に地域のものであるとか、教育文化事業であるとか、そういうふうなことを盛り込むような記述をさせていただいております。

その中で、指定管理者側とも話し合った中で、今回の事業については組ませていただいているというふうな、それをそのような形で整えさせていただいております。

議長（三鬼孝之議員） よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす6日水曜日から8日金曜日まで、議案調査のため休会とし、11日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時57分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久